

令和6年度第1回
宮城県特別支援教育将来構想審議会
会議記録

令和6年8月2日（金）

宮城県教育庁特別支援教育課

令和6年度第1回特別支援教育将来構想審議会

日時 令和6年8月2日（金）午後1時30分から午後4時まで

場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席者（16名）

伊藤 倫就 委員	佐藤 勝 委員	佐々木 貴子 委員	片岡 明恵 委員
野口 和人 委員	千葉 睦子 委員	村上 由則 委員	遠藤 浩一 委員
田中 晃 委員	庭野 賀津子 委員	千田 裕子 委員	伊藤 清市 委員
渡部 智之 委員	西澤 由佳子 委員	森元 賀奈子 委員	永野 幸一 委員

欠席者（4名）

今 公弥 委員	相澤 育 委員	佐藤 弘人 委員	高橋 知子 委員
---------	---------	----------	----------

宮城県教育委員会関係者

遠藤 秀樹	（宮城県教育庁副教育長）
熊谷 香織	（教育企画室長）
工藤 駿	（教職員課長）
本田 史郎	（義務教育課長）
菊田 英孝	（高校教育課長）
高橋 佳宏	（高校教育課教育改革担当課長）
安倍 毅彦	（施設整備課長）
中山 治彦	（総合教育センター所長）
山内 尚	（特別支援教育課長）
櫻井 達夫	（特別支援教育課特別支援教育専門監）

【司会（吉田総括）】

委員の皆様におかれましてはお忙しい中御出席いただきありがとうございます。本日の配布資料の確認をお願いいたします。皆様のお席にお配りしております、次第の下段を御覧ください。本日の配布資料の一覧を記載しておりますが、不足がないか御確認をお願いいたします。

ただいまより「令和6年度第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、令和6年5月29日付けで新たに委員の委嘱と任命がございましたのでご紹介させていただきます。

宮城労働局職業安定部職業対策課長 佐藤勝委員です。

【佐藤委員】

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（吉田総括）】

宮城県立利府支援学校長 田中晃委員です。

【田中委員】

田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（吉田総括）】

仙台市教育局特別支援教育課長 渡部智之委員です。

【渡部委員】

渡部でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（吉田総括）】

片岡明恵委員につきましては、東松島市立赤井小学校長にご栄転されております。

【片岡委員】

よろしくお願いいたします。

【司会（吉田総括）】

また、本日、庭野委員、千田委員につきましてはウェブで御参加いただいております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。今委員、佐藤弘人委員、高橋委員、相澤委員につきましては、都合により欠席となっております。

続きまして県教育委員会の出席者を御紹介いたします。宮城県教育庁副教育長 遠藤秀樹です。

【遠藤副教育長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（吉田総括）】

その他の職員につきましては、お手元に配布の名簿に代えさせていただきます。また、構想内容に関する関係課室からもオブザーバーとして参加していただいております。

次に、会議の成立について御報告を申し上げます。本審議会は20人の委員で構成されておりますが、別紙名簿のとおり、本日16名の出席となっております。よって、過半数の委員の出席をいただいておりますので、特別支援教育将来構想審議会条例第4条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。また、本日の審議会は「公開」となります。

次に、開会にあたり、宮城県教育庁副教育長 遠藤秀樹が御挨拶申し上げます。

【遠藤副教育長】

皆さん改めましてこんにちは。

本日は御多用のところ、また、大変暑期中、「第1回特別支援教育将来構想審議会」に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より本県の特別支援教育の推進につきまして、格別の御支援と御理解、御協力をいただいておりますことにこの場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。

さて、昨年度、本審議会におきまして、本県における新たな特別支援教育将来構想について諮問をさせていただき、3月に開催されました審議会におきまして、骨子案を提示させていただきました。委員の皆様からは、それぞれの立場から貴重な御意見を頂戴したところでございます。

本日はこれまでいただいた御意見も踏まえまして、令和7年度からの新たな特別支援教育将来構想の中間案を中心に御説明をさせていただきます。また、令和7年度に実施いたします、令和8年度県立特別支援学校高等部及び高等学園の入学者選考の日程についても御説明をさせていただくこととしております。

さらに、今年度が最終年度となりますが、現行の将来構想及び実施計画に基づいた実地調査の計画についても御報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様方には、本県の特別支援教育に関する取組が一層推進されますよう、限られた時間でございますけれども、さまざまな立場から忌憚のない御意見を頂戴できますようお願い申し上げます、簡単でございますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（吉田総括）】

議事の前に事務局からお願いがございます。1つ目は委員の発言に関してでございます。本日の会議は、対面とウェブを併用して進めてまいります。ウェブで出席されている庭野委員、千田委員におかれましては、発言時以外はマイクをオフにいただき、発言を希望する際は挙手の上、会長から指名さ

れましたらマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

また、通信の不具合等が発生した場合は、あらかじめお知らせした電話番号に御連絡いただきますようお願いいたします。

対面で出席されている委員におかれましては、職員がマイクをお持ちいたしますので、発言後はマイクを職員へお渡しください。また、委員の皆様には議事録作成のため、御発言にあたっては御名前をおっしゃってから行っていただきますようお願いいたします。それではここからは村上会長に議事進行をお願いしたいと思います。村上会長よろしくをお願いいたします。

【村上会長】

それでは始めたいと思います。今日は、暑いですのでどうぞ上着は気にしないでください。私は得意じゃないので上着を羽織っています。皆さんは涼しくいらっしやってください。

それでは議事に移りたいと思いますが、皆さん新聞で御存知のように高校教育課の方から ideal スクールなるものが提示されております。私は、高校の将来構想審議会にも参加させていただいて、そこでお話を伺いました。その内容を考えると、決して特別支援教育はここで議論される特別支援学校を中心としたもの、あるいは特別支援学級等だけに限定されるものではないというものにいよいよなってきていると、開かれた形で特別支援教育が展開されなくていけないという考えを強くしたところでございます。

今日は、議事がとても多いです。従いまして、全部、細かく、すくいきれない部分があるかもしれませんが、毎回のことですけれど、全員の発言を期待したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは始めたいと思います。本日は今年度第1回目の審議会です。次第は、次の通り、議事は改めて申し上げます。「宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）の進捗状況について」、2つ目として「新たな宮城県特別支援教育将来構想に関わる中間案について」、3つ目として「令和8年度県立特別支援学校高等部及び高等学園入学者選考の日程について」、この3つになっています。時間もかなり限られておりますので、皆さんにおかれましては、その中でも忌憚のない意見をよろしくお願いしたいと思います。

それでは1つ目の将来構想実施計画（後期）の進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【事務局（石川）】

みなさん、こんにちは。特別支援教育課企画管理班の石川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは事務局の方から座って御説明させていただきたいと思います。

今年度最終年となります。現在の将来構想に関する資料については、資料1の関係になります。そのうち資料1の4を御覧ください。現在の構想につきましては、3つの目標を掲げておりますが、まず自立と社会参加について、2ページの下段になります。事業名は、「R5-1 視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」です。来所、訪問、オンラインでの乳幼児教育相談事業として昨年度始まりました。視覚支援学校、聴覚支援学校における昨年度の実績については、記載の通りでございます。そのうち来校相談時には視能訓練士や言語聴覚士による相談対応も行われました。今年度については、学校への専門家の派遣により相談担当者の専門性をより高めていきたいと考えております。また、当該校については県内全域の対応となっているため、移動相談やオンライン相談についてもさらに充実させて参りたいと思います。

次に、学校づくりについてになります。資料、7ページの下段になります。事業名「R5-2 医療的ケア通学支援モデル事業」です。令和5年度から7年度までのモデル事業で、県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族への支援として、昨年度スクールバスの利用が困難な医療的ケア児の通学支援として、利府支援学校塩釜校、船岡支援学校にて実施いたしました。今年度は対象地域を変更して、対象校2校について、モデル事業を実施いたします。

最後に地域づくりについてになります。16ページ上段を御覧ください。事業名「R4-2 特別支援学校魅力化推進事業」です。インクルーシブ教育の推進と共生社会の実現に向け、地域における特別支援学校の役割の強化等を進めていくため、学校運営協議会を設置し、地域との連携、協働による学校づくりを推進していくものです。昨年度は学校運営協議会パイロット事業として、4校をモデル校に指定いたしました。中でも女川高等学園の地域と連携した防災教育の充実は、全国開催でありますぼうさい甲子

園において優秀賞を受賞するなどの成果がありました。今年度も引き続き学校運営協議会の設置を進めていくとともに、魅力ある学校づくり支援事業によるモデル校の地域と連携した教育活動を推進してまいります。

この他、12 ページ中段を御覧ください。事業名 23「障害児地域教育充実事業」の特別支援学校狭隘化対策としまして、この 4 月に秋保かがやき支援学校が開校いたしました。今年度は現在仮称となっておりますが、松陵支援学校の来年 4 月の高等部開設及び本校化の準備等を実施してまいります。現在の進捗状況につきましては、「支援学校開設準備だより」という 2 枚資料を加えさせていただいておりますので後ほど御覧ください。

毎年進捗管理について評価をいただいておりますが、現構想及び実施計画につきましては、今年度が最終年度となっておりますが、引き続き次の将来構想につなげていくことで本県における特別支援教育の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。委員におかれましてはいろいろ御意見等があるかと思いますが、事務局の方で最後にお話がありましたように、次の構想につながる部分がありますので、(2) 新たな将来構想中間案の説明をしていただいた後に合わせて御意見等を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。それでは (2) について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（櫻井専門監）】

それでは新たな宮城県特別支援教育将来構想の策定について御説明をさせていただきます。私、特別支援教育専門監 櫻井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

資料につきましては、資料 2 の 1、概要版になっております。資料 2 の 2 が中間案の原本本文になっております。資料 2 の 3 が現将来構想との比較表になっております。それから 1 枚ものの資料につきましては、資料番号はありませんが、事前送付させていただいた資料からの変更点になっております。

新たな将来構想につきましては、資料 2 の 2 の通り、34 ページにわたる中間案となりますので、概要版の資料 2 の 1 により御説明いたします。その前に 1 枚ものの事前送付資料からの変更点の資料を御覧いただきたいと思います。

変更点につきましては、1 枚目の資料 23 のところにありますように、「障害のある児童生徒」の表記を「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒」に変更しております。また、「目標 1 自立と社会参加」に係る具体的な取組部分の障害のある児童生徒の、「障害のある」部分を削除するなどしております。なお、「障害のある」を表記しないと、文脈上つながらないような場合は、変更や削除はしておりませんので御承知いただきたいと思います。

それでは、資料 2 の 1 の 1 ページを御覧ください。左上から参りますけれども「策定の背景」ですが、平成 17 年 7 月に宮城県障害児教育将来構想に続き、平成 27 年 2 月に策定した宮城県特別支援教育将来構想の計画期間が到来するとともに、これまでの各種施策を展開し、この 10 年間で特別支援学校におけるセンター的機能の充実による就学前からの切れ目ない支援、居住地校学習などにより特別支援教育への理解は進んできましたが、インクルーシブ教育システムの構築にかかる多様な学びの場の整備、特別支援学校の狭隘化の解消等が引き続き求められるとしております。

2「計画の位置づけ」、計画期間等につきましては、これまでの取組や課題を踏まえ、今後の本県における特別支援教育の方向性を示すものとして、計画期間を令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間として策定するものでございます。具体的な各種施策は実施計画としてまとめますが、現将来構想では実施計画と教育環境整備計画の 2 本立てで進めてきたところを、新たな将来構想では 1 本に統合して実施計画としたいと思っております。

3「特別支援教育を取り巻く状況」でございますけれども、主なものでは、児童生徒数の推移については、平成 25 年と令和 5 年度との比較では、特別支援学級通級による指導では大幅に生徒数が増加しているという状況になっております。②特別支援学校の児童生徒数の推移 (1) ですが、私立、市立を含め、県内及び県立特別支援学校の児童生徒数はいずれも増加しております。今後の児童生徒の見通しでは、仙台圏域、仙台圏域以外の知的障害児童生徒のいずれも令和 14 年度をピークに緩やかに減少していく見通しとなっておりますが、仙台圏域では、令和 22 年度時点でも令和 5 年度を上回る見通しとな

っております。2 ページを御覧ください。③狭隘化の状況ですが、国で定める特別支援学校の設置基準に基づく令和5年5月1日現在の児童生徒数における充足率を満たしていない県立特別支援学校は、校舎では26校中9校、運動場では15校となっております。④特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路状況は、令和4年度卒業生の進路のうち進学は3.5%となっております。

続きまして、(2)各学校等の状況の主なものですが、①小・中学校等では特別支援学級数は24.3%増、令和5年度に初めて特別支援学級または通級指導教室を担任された先生はそれぞれ全体の24%、21%となっております。②高等学校等では、令和4年度の中学校特別支援学級卒業生の高等学校への進学者が増加、通級による指導は生徒数で約3倍に増加しています。③県立特別支援学校では学級数が増加、医療的ケア児童数は64.9%増加している状況でございます。

続きまして3 ページを御覧ください。④は就学前から学校卒業後までですけれども、個別の教育支援計画の小学校から中学校への引継ぎ状況はそれぞれ100%に至っていないという状況になっております。以上が特別支援教育を取りまく状況となっております。

続きまして、Ⅱの現構想における取組の成果と課題の主なものについて御説明いたします。「目標1 自立と社会参加」の1乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実の成果は、「個別の教育支援計画～つなぐための作り方と使い方～」による切れ目ない支援体制の充実、視覚支援学校幼稚部の設置等、課題は、一貫した支援のための保健部門等の関係機関とのさらなる連携体制強化となっております。2 特別支援学校における進路学習の充実の成果は、キャリア・パスポートによる小学部段階からのキャリア教育の実施、聴覚支援学校普通科の改編等、課題は、社会の変化に対応したキャリア教育、多様化する進路に対応した進路学習の検討等となっております。3 特別支援学校における就学定着の支援の成果は、移行支援会議による就業後の生活への円滑な移行のほか、アフターケア実施により職場への定着を図っています。課題は、アフターケアの役割とその連携のあり方の検討となっております。4 特別な支援を必要とする児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実の成果は、特別支援学校文化祭開催による県民の認知向上等となっております。課題は、卒業後の心豊かな生活を見据えた生涯学習の観点からの特別支援学校の教育課程の見直し等となっております。

次に「目標2 学校づくり」の1共に学ぶ教育環境づくりの成果は、共に学ぶ教育推進モデル事業による授業づくり、校内支援体制の構築のほか、居住地校学習の受け入れ校の増加によるインクルーシブ教育の理解促進となっております。課題は、モデル事業の実施で得たノウハウ発信等によるインクルーシブ教育システム構築の理解啓発と支援体制の整備となっております。4 ページを御覧ください。2 特別支援学級や通級による指導、通常学級における特別支援教育の充実の成果は、特別支援教育コーディネーター等による就学前から高等学校まで切れ目ない支援等となっております。課題は、校長等のリーダーシップによる特別支援学級と通常学級の担任間の連携を含めた指導体制の充実等となっております。3 医療的ケアの推進の成果は、医療的ケアコーディネーター等による医療的ケア実施体制の整備等、課題は、対象児童生徒の増加と高度化・複雑化する医療的ケアへの対応と研修体制の充実となっております。4 ICT機器の活用の成果は、障害特性に応じたICT補助装置の整備等、課題は、障害種別、発達段階及びICTスキルに応じた取組の継続等となっております。5 教員の専門性・指導力の向上の成果は、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上等となっております。課題は、管理職のリーダーシップによる校内体制の整備等となっております。6 教育環境整備の推進の成果は、秋保かがやき支援学校の新設等による狭隘化の緩和、市町村立学校余裕教室への分校等設置に伴う当該市町村立学校との生徒同士のインクルーシブ教育の実践等となっております。課題は、引き続き特別支援学校の狭隘化対策の推進等となっております。

続きまして、「目標3 地域づくり」の1インクルーシブ教育システムの推進の成果は、居住地校学習実施小・中学校の増加に伴う教員等へのインクルーシブ教育の理解促進等、課題は、居住地学習における交流及び共同学習の充実、副籍制度の導入検討等となっております。2 市町村教育委員会の支援の成果は、教育支援の手引きによる就学事務への支援等、課題は、就学事務にかかる専門性を有する担当者の配置、専門性向上への支援継続となっております。3 特別支援教育の推進に向けた理解促進の成果は、特別支援学校文化祭開催による学習活動の啓発等、課題は、特別支援教育のさらなる理解促進のための情報提供となっております。以上が現構想における取組の成果と課題となっております。ここで一旦マイクをお返しいたします。

【村上会長】

ありがとうございます。今、お話をいただいた部分だけでも相当な分量がございます。先ほどは、現段階の構想の進捗状況についてのお話がありました。それと新しい構想策定する段階における中間案に

ついて連動していますので、皆さんから御意見等をいただきたいと思います。ただ、中間案の策定段階のものなので、ここで回答が明確なものが出ることにはならない部分もあると思いますので、その点については御配慮ください。それではよろしく願いいたします。全員の発言を求めますのでお願いします。現構想の部分では、視覚障害、聴覚障害のある子供さん、乳幼児に対する様々な教育相談活動の充実ということで、前から課題になっていました。専門家の先生方に参加していただくということを明確にしたいと、実際にやり始めていたということでした。地域づくりのところですね。伊藤委員よろしく願いいたします。

【伊藤委員】

比較表を拝見して、資料2の3の1ページ、これは策定の背景ということで、現構想と新たな中間案とも、権利条約について述べられています。皆さん御存知のように、一昨年対日審査がありまして、国連から政府に対して所見が出されています。当時の文科大臣から国の総括所見を受けての意見が出て、その中身は皆さん御存知だと思いますが、この中間案でも対日審査が行われたということで、両方見ても長年権利条約までは書きましたが、一歩進んで対日審査を受けましたということ、現段階では国はこういう形で意見を出したということに記載していただきたいなと思います。その上で、この新しい案が出てくると思うので、両方比較してもそんなに変わりはないかなというところだったので、新案の方には是非そこを記載していただけるとありがたいかなと思います。

2つ目は、12ページの4特別な支援を必要とする児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取組の充実というところですが、前にもこの会議で意見を述べさせていただいたが、いわゆる一生涯の生涯教育ということに関しては、ここに書いてあることはもちろん、例えば今、私も何件か特別支援学校の先生方からお話いただいているのが、子供たち自身が、資格を取って、自分が世の中に役立つ職業に就きたい、例えば、特別支援学校在学の生徒さんが将来、特に福祉系の大学で社会福祉士の資格を取って活躍したいとか、あとは就労移行に通っている方でも資格を取って就労につなげて、将来キャリアアップしたいというようなこととか、文化芸術、スポーツもいいですが、この実務的、そういったところの支援もここに書き込んでいただいて、キャリアアップやスキルアップしたいという思いの子供たちも多いと思うので、高等教育への準備も含めて、一言あれば、もっと一生涯の学習や子供たちの生きがいやりがいいというのが出てくるかなと思いました。

【村上会長】

ありがとうございます。前回もここで多少議論になったところです。もう一点はライフロングエデュケーション、いわゆる生涯学習的な側面について、ただ単に心豊かにということ、ある種サポートをするという立場だけではなくて、障害を持った方々もご自分のキャリアを積んでいく、そこについての支援ということも今後検討してはどうかという、書き込んだらどうかという御意見でした。

【事務局（櫻井専門監）】

まず1点目の中間案の策定の背景につきましては、御意見いただきましたところについて検討してまいりたいと考えております。それから2つ目の生涯学習、資格を取得してキャリアアップにつなげたいという部分につきましては、これから説明する部分ではありますが、確かに生涯学習の記述しかない状況でございますので、併せてそこも検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【村上会長】

伊藤委員、よろしいでしょうか。ほかにどうぞ皆さん、よろしく願いいたします。渡部委員よろしく申し上げます。

【渡部委員】

仙台市教育委員会渡部でございます。日頃から県教委にはたくさんの御協力をいただいております。そして、本日お集りの委員の皆様にも、たくさんの御協力をいただいておりますことにまずは感謝を申し上げます。

ここまで御説明いただいた中で、感じたことですが、仙台市も特別支援教育の対象となる子供の増加が著しいところでございます。そういったことについても県教委との協力関係をこれからも続けていきたいと思っております。そして、数の増加ということに加えて、障害の多様化であったり、重度

化であったりというところも同様でございます。その中で、進捗状況の資料1の4の7ページでお話をいただきました、医療的ケアの推進の中の医療的ケア児通学支援モデル事業についてでございます。意見ということではなくて、仙台市の状況ですけれども、スクールバスに乗れない、乗せてあげることができない医療的ケア児について、通学支援のモデル事業ということで、仙台市も宮城県とほぼ同時期にモデル事業を開始させていただいております。現在、準備中も含めまして、4ケースほどが動いています。若干、県・市の間で制度の仕立てに違いはあるところではございますが、共に情報交換しながら進めさせていただいて、やってみて感じるところが、看護師と福祉タクシーの組み合わせ、それと希望するお子さん、保護者の様々な事情のこのマッチングの難しさを感じておるところでございます。モデル事業を進めていく中で、課題を一つ一つクリアして進めていけたらと考えておりますので、今後も宮城県教委との情報交換を密に進めていきたいと思っております。返答を求めるということではなくて、感じたところでございます。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。マッチングはとっても難しいです。子供さんの状況がそれぞれ違っていますので。

何かありましたら。課長よろしく願いいたします。

【山内課長】

ありがとうございます。今の事業につきましては、県の方では先ほど申し上げた通り、昨年度からということで、昨年度まず2ケースをひと回りさせてみたというところでございますが、今、渡部委員からもお話があった通り、介護タクシーの業者等、あとは県の場合は看護師につきましては学校看護師を任用して同乗させるというスタイルを取っておりますので、その看護師の勤務の制限というか、制約をどう対応していくかということ、あとは今お話にあったように保護者やご本人の状況の、3つのマッチングというのは県も同じように擦り合わせをしながら行っていくところに結構な時間を要するということがございまして、すぐにできるかということ、該当のお子さんが決まったとしても、その対象の学校とか、地域とか、業者とか、様々な状況の擦り合わせをしながら進めてきたということでございます。今年2年目になりますので、それにつきましては、昨年度の後半から取り組んでいるところなので、仙台市とも情報共有しながら今年度、来年度までモデル事業を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。命にかかわる部分がありますので、どうぞ慎重に進めていただければと思います。その他ございませんか。いかがでしょうか。

それではですね、分量が多いので先に進んで、また適切なところで切って質疑を行いたいと思えます。その時に振り返っていただいてもいいということも含めて可能にしたいと考えています。それでは先ほどの中間案の続きの部分の説明をいただければと思います。

【事務局（櫻井専門監）】

それでは説明の方を続けさせていただきます。5ページを御覧ください。こちら新たな宮城県特別支援教育将来構想中間案の全体像ということになります。上から読み上げさせていただきますけれども、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進により、公平性を高め、特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒が、地域において教育を受けることで、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を総合的に支援していくため、基本的な考え方を現構想から継承しまして、Ⅲにありますように将来構想の基本的な考え方でございますが、こちらは3月の審議会で御審議いただいた内容と同じ、障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開するとしています。この基本的な考えのもと、Ⅳ今後の特別支援教育の進め方を特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒が、主体的に社会参加できるよう自ら考え、判断できる力を身に付けるとともに、心豊かな生活を送ることができる共生社会の実現に向けた関係者の理解促進を図るため、3つの目標を掲げ施策を推進していくこととしています。3つの目標につきましては、3月の審議会で御審議いただいた目標に、一部言葉を追加しておりますけれども、「目標1自立と社会参加」、「目標2

誰一人取り残さない学校づくり」、「目標3 誰もが認め合う地域づくり」としております。追加した部分につきましては後ほどご説明いたします。これらの目標に向け、各種施策に取り組み、特別支援教育を推進し、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するものです。こちらが全体像になっております。

それでは6ページを御覧ください。「Ⅲ将来構想の基本的な考え方」につきましては、先ほど御説明した内容でございましたけれども、なお、公平性を加えているというところでございます。加えた理由としましては、骨子案で御説明したところではありますが、DE&Iという考え方を根底に特別支援教育を推進していくとしておりました。それでDに当たるのがダイバーシティである、多様性については共生社会、DE&IのIはインクルージョンでございますが、こちらは包摂性と解釈されておりますが、インクルーシブ教育システムの構築と考えた場合、DE&IのEであるエクイティである公平性・公正性に関する言葉として、ここに公平性を高めと加えているものでございます。DE&Iの考え方につきましては、御意見をいただければと考えております。また、教育を受けることを加えていますが、これは地域の中で主体的に生きていく過程で、教育も地域でとの考え方から加えさせていただいております。続いて総合的ににつきましては、現構想では全面的に支援していくとされていきますけれども、こちらを変更したものです。今後の特別支援教育の進め方にもありましたように、主体的に社会参加できるよう自ら考え、判断できる力を身に付けていただくということでございましたので、本人の主体性を持っていただきながら支援していくということでこのような表現とさせていただきます。

続きまして、「Ⅳ今後の特別支援教育の進め方」につきましては、先ほど御説明しました通りですが、特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒とありますが、こちらは現構想では、障害のある児童生徒という表記になっておりますが、こちらから変えております。また、3月の骨子案で御審議いただきました目標のうち、誰一人取り残さないというところと、目標3では誰もが認め合うというところで、現構想から加えているところです。目標2のところにつきましては、県の教育振興計画の基本方向の一つである、誰一人取り残さない教育の推進の中で、特別支援教育を展開するとしておりましたので、ここに加えたというところでございます。

目標3の部分につきましては、共生社会、こちらは誰もが人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会ということで、誰もが認め合うを加えているところでございます。ここが変わっているところでございます。

続きまして、それぞれの取組について御説明いたします。「目標1 自立と社会参加」でございますが、「1 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」は、今回新たに項目として追加しております。青下線の部分は現構想では文章として記載はされているんですけども、内容を改めて項目立てしたところが青線になっております。それでは(1)乳幼児期の連携として、地域で切れ目なく支援を受けられるための教育等関係機関との連携強化等、(2)就学前(幼稚園、保育所等)の連携として、継続的な支援のための園内委員会設置促進、教職員等への研修機会の充実等に取り組みます。

(3)就学中の連携として、個別の教育支援計画活用による関係機関との連携による支援、同計画作成への児童生徒本人の参画を促進し、自ら選択、自ら意思を表明する力等を育成していきます。(4)卒業後の連携として、卒業後の個別の教育支援計画等の活用による必要な配慮の関係機関への引き継ぎ、就職後のアフターケアなどの就労支援の充実に取り組みます。

続きまして「2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実」の(1)生涯学習の推進のための取組の充実として、文化活動等に親しむ機会の県立特別支援学校高等部段階での教育課程への取入れなどに取り組みます。(2)卒業後の充実した余暇活動のための支援として、社会教育や学習機会に関する講座、イベントなどの情報発信に取り組みます。

7ページを御覧ください。続きまして、「目標2 誰一人取り残さない学校づくり」の「1 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現」の(1)特別支援学校における教育環境の整備として、県立知的障害特別支援学校の狭隘化解消、既存校舎の改築等に取り組みます。(2)学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実として、高等学園等の合同説明会実施のほか、希望進路を幅広く選択できる高等部等の入学選考の検討に取り組みます。(3)ICT利活用等による特別支援教育の質の向上として、障害の特性等に応じたきめ細かな指導、個々の才能を伸ばす高度な学びの提供等に取り組みます。(4)小・中学校等における特別な支援を必要とする子供の学びの充実として、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への合理的配慮の提供、担任と特別支援教育コーディネーターの連携による支援等に取り組みます。(5)高等学校等における特別支援教育の充実として、インクルーシブ教育の充実への検討、校長のリーダーシップによる適切な教育相談実施、合理的配慮の提供等に取り組みます。

(6) 安全安心な医療的ケアの実施体制の整備として、看護職員への専門的な研修による知識技術の向上等に取り組みます。

続きまして「2 学習の質を高めるための教員の専門性向上」の(1)全ての教員の特別支援教育に関する規則的な知識、合理的配慮等に関する理解の促進として、研修と計画的な採用、人事異動などによる専門性の高い人材の育成確保に取り組みます。(2)特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積として、研修機会・内容の充実、校内支援体制整備による専門性の向上等に取り組みます。(3)と(4)については新たに加えた項目となります。(3)職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の資質能力向上として、子供を多面的・総合的に理解する視点を体系的に取り入れた研修の実施、管理職を対象とした研修機会・内容の充実等に取り組みます。(4)専門性向上を支える校内組織の整備として、校長のリーダーシップによる校内研修体制の整備、研修参加に係るバックアップ体制の整備等に取り組みます。

続きまして、「目標3誰もが認め合う地域づくり」については、「1 共生社会の実現を目指した理解促進」の(1)インクルーシブ教育の更なる推進として、児童生徒の生活基盤となる地域社会への参加を見据えた交流及び共同学習の更なる推進、特別支援学校の児童生徒が居住地域の小・中学校に副次的な籍を持ち、居住地域とのつながりを持つ副籍制度のモデル的な導入等に取り組みます。(2)インクルーシブ教育の推進に向けた理解啓発として、特別支援学校のコミュニティスクール設置、交流及び共同学習の更なる推進に取り組みます。(3)特別支援学校が地域において果たす役割の強化。こちら役割の推進となっておりますが、誤りでございます。強化でございますので、お手数ですが修正をお願いいたします。強化については新たに加えた項目となりますが、センター的機能の他に関係団体との連携を深めた作業学習、職場体験、地域に開かれた施設運営等に取り組みます。

続きまして「2 市町村教育委員会へのサポート」の(1)研修等事業の充実として、市町村教育委員会が行う研修事業等への支援に取り組みます。(2)就学における相談支援の充実として、就学先選択に当たっての就学先学校の教育内容、支援体制等の情報提供等に取り組みます。(3)医療的ケア等の実施に関する支援につきましては、今回新たに加えた項目となりますが、研修会等を通しての必要な情報の提供や個別相談への対応等に取り組むこととしております。以上が将来構想の中間案の概要となります。

【村上会長】

一旦、ここで止めていただいて皆さんには確認をいただきたいと思います。先ほどまでありました現構想の課題とそれを受けての中間案として、全体像と個々の具体的な目標に関わる事業等について説明をいただいたところです。ここに来ると少し今の構想の進捗状況との関わりがはっきりしてきますし、新しい事業についてのイメージもできるかと思っておりますので、どうぞ忌憚のない意見をよろしく願います。

片岡委員、よろしく願います。

【片岡委員】

赤井小学校の片岡と申します。よろしく願います。

これまでも何回かこの会には参加させていただいているところですが、改めてお話を聞く中で、これまでやってきた取組の成果がいろんなところで現れてきていることを感じる反面、目標の1・2・3とありますが、目標3の地域づくりというところに来ると特別支援学校中心の動きが色濃いような感じがして、村上会長からも先ほど高校での特別支援教育というのがすごく進んできていて、幅広く展開されるようになるというお話があって、広がりを感じた中で、目標3が特別支援学校中心の取組に狭まっているのかなという思いがして、少し引っかかりを感じたところでした。様々なところで関係機関との連携強化というのが課題というのが、前の方でも示されていたかなと思うのですが、県の方では資料1の1の図を見ると、目標1、目標2、目標3の全部に重なる場所として特別支援教育総合推進事業というのがあって、関係機関との連携の取組というのは、多分その事業の中でもっと交流及び共同学習とかコミュニティ・スクール以外の幅広いところで、地域全体で特別支援教育を盛り上げていこうという話し合いであったり、情報交換であったり、もっとなされているのではないのかなと思、そこが伝わらないのも残念だなと思いました。

それから、通級による指導が取り入れられるようになって子供たちの通級利用も大幅に増えたというお話がありました。そのような中で、小学校でも中学校でもいろんなニーズをもったお子さんたちをど

んな校内体制で質の高い教育を提供していくかというのは、日々考えてみんなで推進しているところではあるのですが、先生方もどんどん若くなり、特別支援教育を経験してきていない校長先生もいる中で、何を視点にしてしっかりと掘り下げて考えればいいのかというのが実はとても難しいのではないかなと思っています。私は今年、全国の小学校長会特別支援教育部会というところに所属をさせてもらっていますが、そこで一番難しいのは子供たちの実態把握、どこをターゲットにして指導を頑張っていけばいいか見定めることで、困難さが大きくクローズアップされている中で、個別の指導計画の様式みたいなものが明確にこんな要素を入れていくと、ベーシックな特別支援教育が深められていきますよという、そういった基本のところもう少し学校側に伝わっていくと、誰一人取り残さない学校づくりというところがもう少し深まるのかなと思いました。

【村上会長】

ありがとうございます。今いただいたところは、地域との関係の部分に来ると、どうしても特別支援学校中心になるのではないかという御意見をいただきました。もう一つは、小・中学校での実態、その中で、特別支援学校ではなく、小・中学校のところでは様々な課題を抱えて、学校自体が様々な対応の難しさを抱えていると、教員の研修等も含めて、あるいは個別の指導計画等の様式、あるいは内容についての検討はどうかということになりました。多分特別支援学級だけでは対応が難しいだろうと、しかも他部局との関係がある部分なので、書くのも大変なのかなと思いつつ、でも必要なことだということなので、方針としてかもしれませんが、お話をいただければと思います。課長よろしくお願ひします。

【山内課長】

ありがとうございます。今、片岡委員からお話があったところについては、まさに御指摘の通りかなと思っております。目標3につきましては、現構想のところでもなかなか特別支援教育課としても取組に反省があって、それを踏まえてどのように対応していくかということで、考えてきたところではございますが、まだまだというところなので御意見いただきながら修正等していきたいと思っております。

まず、一つ目の特別支援学校の色が強いのではないかというところについては、例えば一つ目のところの(3)、今回入れさせていただいたんですけれども、特別支援学校が地域において果たす役割を強化していくということで、当課としては、特別支援学校を管轄しているわけなんですけれども、特別支援学校をどう地域に開いていくかということを少しイメージをして今考えているところでございます。他にも、市町村との連携が次2つ目に出てきますが、例えば連携協議会を総合推進事業の中で行ってありますし、そこら辺の取組をどう強化していくか、または、年2回行っているんですが、それに加えて

(3) 医療的ケアの子供たちがこれから小・中学校にやはり在学とか就学をしていくであろうというところも非常に状況が見えてきているところですので、ここは保健福祉部の方でもやっていただいている、宮城県医療的ケア児等相談支援センターちるふあと連携をしながら小・中学校への医療的ケアの対応ができるような何か手立てがこの中に盛り込めないかということも含めて、項目立てを新たにさせていただいたところでございます。まだまだ足りないところもありますので、御意見等いただければと思います。

また、もう一つあった小・中学校での取組について、こちらについても共に学ぶ教育推進モデル事業を去年まで9年間取り組んできて、その後継で3年間、自立と社会参加につながる共に学ぶ教育推進モデル事業を立ち上げたところでございます。先日、9年間のまとめのフォーラムもやらせていただいたところですが、そこでも皆さんからお話しいただいたんですけれども、小・中学校の通常学級で配慮が必要な子供たちにどのように対応していくか、研究実践してきた実績、蓄積をどう横展開していくかということも含めて周知等していければと思います。また、その中でお話をいただきました、個別の指導計画の様式等についても、改めて当課で検討などしながら学校で使いやすいものも提供できるのであれば、そういうものも研究してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

【村上会長】

ありがとうございます。今の件と現構想の進捗のところの一つのモデルになるのは、乳幼児の問題を地域の保健関係の部署と連携しながらやってきたという部分は大きいと思います。それはモデルになると思います。現構想ではある種、目玉でしたので、それを次期構想のところの他の地域あるいは小・中

学校あるいは高等学校との連携に関わるようなモデルとして、一つ考えていただければいいのかなと個人的には思っています。

片岡委員どうですか。よろしいですか。

【片岡委員】

大丈夫です。

【村上会長】

ありがとうございます。他に、では遠藤委員よろしくお願いします。

【遠藤委員】

光明支援学校の遠藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

実は私も片岡委員と全く同じような印象を持っておりまして、目標に関するそれぞれの取組を見ていた時に、目標3を除いて、全体として特別支援学校寄りだなという印象をもちました。期待するところとしては、目標2の1の(4)(5)の中身がいかにか膨らんでくるかによって印象が変わってくるのかなと、小・中学校における特別な支援を必要とする子供の学びの充実と高等学校における特別支援教育の充実というところですが、実際、ニーズのある子供たちは小・中学校にほとんどいるわけで、この部分の取組が中心になって膨らんでいく必要があるのではないのかなというところが一つです。

もう一つお話ししたいのは、これも片岡委員と同じことですが、何を視点に掘り下げていくかと言った時に、先ほど子供の実態把握という話がありました。私も同じ印象で、児童生徒理解だろうなと思っています。どこの教員も共通の視点で話し合えるというのは、障害があろうがなかろうが、目の前にいる子供をどう理解していくかといった視点の掘り下げが必要なのかなと思っています。その時には障害理解ではなくて、発達理解という、これは私の個人的な考えですが、障害ではなくて発達を理解するという視点で掘り下げていければ、小・中学校、特別支援学校の先生が同じ視点で話ができるのではないのかなと考えています。例えば、(4)高等学校のところでユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営・授業づくりとありますけれども、とても大切な取組なので今後も進めてほしいですが、ユニバーサルデザインというと教育内容や方法の話になり、特別支援学校側から教育内容や方法のことを通常の学校の先生とお話してもなかなか壁があり、その時に発達理解、児童生徒理解といった視点でいろいろなことを一緒に考えられればなと思いました。感想です。以上です。

【村上会長】

遠藤委員ありがとうございました。共に学ぶのところでユニバーサルも入れていますので、その視点をもっと拡張しなくてはいけないと思いますし、障害理解よりは発達理解という今の御意見はきちっと受け止めるべき内容だと思います。他にどうぞ。千葉委員よろしくお願いします。

【千葉委員】

栗原市教育委員会の千葉でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

疑問というか、どう捉えればいいのかなど思っているところが二点と教えてほしいなと思うところが一点です。

一点目の教えてほしいところというのが、市町村特別支援連携協議会の設置の働きかけとありますが、これは設置しなければならぬ根拠があるのか、何を目的として設置すべきものなのか教えていただきたいです。

それから二点に関しては、今の遠藤委員、片岡委員とも似ていますが、例えば6ページの目標1の1の(3)就学中の連携とありますが、この連携というのは小中高の連携と捉えていいのでしょうか。小学校で特別支援学級に入っている子供が中学校でも自動的にとらえて果たしていいかなと思っています。今、小学校でいわゆるグレーと言われている子供たちがなかなか通常学級で落ち着かなくて、情緒障害や知的障害ということで通級指導になってしまった子が、就学支援、就学指導にかからないまま中学校に進学してきているような、自分自身が校長だった時の経験も思い出すと、そのあたりを慎重にしっかりと、今、発達理解だったということに非常になるほどと思いました。発達の理解で発達の段階に応じて、症状なり状況がどう改善しているのかしていないのかという見極めが非常に大事にされないと、この数は増えていく一方ではないのかなということも思っております。今の就学中の連携と言ったと

ころで、小学校から中学校へ、あるいは年度途中で学年が上がるたびの何が適切なのかという見通しは大事だというメッセージはなくてもいいのかなと思いました。個別の支援計画となるとものすごく具体になりますが、校種間の連携が大事なのかなと思います。それからもう一つは、保護者の理解というものどこかにないといけないのではないのかなと感じていました。そのあたりも教えていただければと思うところです。

それから研修というところを見ると、研修の充実というイメージがもしかして先生方一人一人のというところに行っているのでしょうか。片岡委員が言ったように、学校としてその子供たちをどう育てていくか、見取っていくかという視点が大事なのかなと思うと、学校全体が特別支援を要する子供たちの指導を適切に行うためという視点で研修を捉えてもらうといいのかなというようなことなど、雑多な意見ですけれどもよろしくどうぞお願いいたします。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。市町村との連携等もありました。それから保護者の理解、市町村も含めた小・中学校の中でのさまざまな連携とはどうなっているのか等々ですが、それではよろしいでしょうか。お願いします。

【事務局（若山）】

教育指導班若山と申します。御質問ありがとうございます。

まず一つ目の市町村特別支援連携協議会についてでございますけれども、国の方で、広域特別支援教育連携協議会というものを、各都道府県の方で設置するというところで、宮城県の方でも保健福祉部精神保健推進室と連携しまして、特別支援教育課と広域特別支援連携協議会を設置しているところでございます。特別支援教育課としては総合推進事業の中で、宮城県特別支援連携協議会というものを開催しておりまして、各市町村から代表の方に集まっただいて、各地域の特別支援について協議を行っているところでございます。なお、その中で各市町村においても特別支援連携協議会を設置し、各市町村の特別支援教育について協議を行っていくということを定めておりますけれども、現実的にまだ設置されていないところが多数ございますので、そちらについても働きかけを継続していきたいというところでこちらに記載されております。

【千葉委員】

その通知はいつ発出されているものになりますか。

【事務局（若山）】

宮城県特別支援連携協議会の時に、各市町の代表の方には毎回要綱として配布しているものでございます。

【山内課長】

就学中の連携のところになりますけれども、保護者の理解というところにつきましては、確かにこれまで書き込んでないというところなのですが、当然のごとお子さんを取り巻く大人というか、関係者の中には、関係機関という形で書いてあるところがメインであります。学校中心として、その中で保護者も入るということはもちろん出てまいりますので、言葉の中で書き込めるかどうかを検討させていただきたいと思います。将来構想について、できるだけ皆さんに読んでいただけるようなわかりやすい表記も心がけて、保護者にも場合によっては見ていただきたいということもございますので工夫してまいります。

また、就学中の連携につきましては24ページの本文のところ、(3) 就学中の連携ということで記載がございます。基本的に就学中については、小学校なら小学校、中学校なら中学校という中で見た場合に、学校の中での横展開という形で福祉、医療、労働などと連携をしていく、様々な放デイ等のサービス事業所であるとか、相談支援事業所との連携を強化していくことが大事だということで書かせていただいています。また、学校間の連携ということで先ほどお話をございました、小から中、あとは中から高というところでの引き継ぎの部分についてはまだまだ課題があり、個別の指導支援計画の引き継ぎと指導計画に引き継ぎにつきましては、当課の方でも調査をしているところでございますので、これができるだけ100に近くなるように働きかけをしていこうということになってございます。縦と横の2

つの意味でここは書いてあるということで御理解をいただければと思います。

また、研修の充実につきましては、教員一人一人のということで今回書かせていただきましたけれども、職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の資質能力向上ということで、目標2の(3)に項目を新たに起こさせていただいたところです。教員個々の部分は総合教育センター等でもこれまで実施していたり、当課の研修でも実施しているところがございます。初任研や中堅研、センターの方でも対応しているところがございますが、さらに管理職も含めて新任校長研、新任教頭研あとは新任主幹教諭研修会等でも特別支援教育に関する講義を取り入れていただいているところがございますが、(4)になるんですけども、先ほどお話があったような、やはり校内組織をどう整備していくかということが一番大事だろうということで、いろいろなところで実はお話いただくんですが、校長先生方のリーダーシップによる校内研修体制、校内支援体制の整備ということが非常に重要ではないかということは御意見をいただいているところがございます。そういうところも含めて、校長先生方の御理解をいただきながら、校内での研修の体制をどう組んでいくかということについて、今回入れさせていただいて進めていこうということの中で考えたところがございます。以上でございます。

【村上会長】

それでは他の皆さんどうぞよろしく申し上げます。では、森元委員よろしくお願ひいたします。

【森元委員】

小松島支援学校父母教師会会長 森元賀奈子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

誰もが認め合う地域づくりが先ほど課題になっておりましたが、子供たちが地域で暮らしていくためにはインクルーシブが大事になってまいりますし、そこに向かうためにまず先生方に専門知識をつけてもらう、そして、子供たちの障害への理解を進めてもらう、このような中間案に私は概ね同意しております。

保護者の話も出ておりましたが、保護者への発信も大事になってくるのではないかなと思っておりますし、それにおけるアプローチとして文化祭等開催していただいていると思っています。進捗状況について少し意見させていただきますが、資料1の4ページ、県庁で子供たちの文化祭の様子やパネルでの学校の紹介などがあります。しかし、県庁でとなりますと限られた人たちと限られた目にしか触れていないのではないかと。贅沢を言わせていただければ、勾当台公園やクリスロードなど天候に左右されないようなところで子どもたちの頑張りが披露できればいいのではないかなと思っています。無責任な発言になってしまうかもしれませんが、県政だよりで毎号とは言いませんが、例えば支援学校の紹介をするページを作るのはどうでしょうか。うちの近くにはこんな学校があるんだねとか、こういうところで子どもたち頑張っているんだねということがわかるような、広く地域に理解してもらえるような活動をしていただけたらと思っています。

また、切れ目ない支援ということで、就学へすごくきめ細やかな活動をしていただいて感謝申し上げます。私は、卒業に向けて動いております高校2年生の親です。就労までの活動もとてもきめ細やかに卒業に向けて個人の教育支援計画等を作成していただいておりますが、親としては、毎年先生方が経験してくださったことも私たちの経験の一つだと思っています。親の経験と先生方の経験、またはアーチルなどで手帳を発行する際、アーチルからの御意見などがあります。就労に向けて、これから子供たちが社会に出ていくに向けてリーフレットがあるといいかもしれません。就学支援ではリーフレットを作っていただいて、それを見させていただきましたが、就労支援に向けても全部一括できるような物があればと思っています。ただし先生方の負担にならないように、例えば保護者の方で通信簿をまとめたり、もしかしたらパソコンでサイトを作るのもいいのかなと思います。就労に向けて皆さんの御意見を、子供たちの財産になるように。手帳の申請などにも必要ですし、年金の申請時などもとても重要な情報になると思いましたので一つの提案として話させていただきました。よろしくお願ひいたします。

【村上会長】

ありがとうございます。今お話がありました、保護者の方以外の目に触れるようなオープンにする活動と、それからもう一つは、就学に関しては様々な情報提供はあるけれども、就労の部分について先ほどキャリアの部分がありましたけど、育っていく部分についてそれがどこできちっとオープンになって、みんな社会に還元されるようにということについての御意見です。大事な事柄だと思います。先生方の学びと実は親の学びというのが深く関わるのだということについては、私ども教育に関わるもの

は、常に心に置いておかななくてはいけないことで、それがどこかに形としてあってほしいというのはおっしゃる通りだと思います。いかがでしょうか。伊藤副会長よろしくお願いします。

【伊藤副会長】

先ほど課長からお話がありましたが、目標1の自立と社会参加の関係機関連携強化によるというのがありましたが、その前に保護者や関係機関という、保護者を入れてもいいのかなと思います。(1)から(4)まであって、その中で乳幼児期の連携とか就学前の連携というのはまさに保護者がすごく関わる部分なので、大きく取り上げてもいいのかなという感想を持ちました。

あと文言で、児童生徒というのと子供という表記がありますが、何か意図がなければ児童生徒に統一した方がいいかなと思いました。以上です。

【村上会長】

今の副会長のお話も含めてよろしくお願いします。

【山内課長】

ありがとうございます。まず、文言のところについては今一度、今後改めて整理をしていきたいと思っております。ありがとうございます。あと、保護者という文言を入れていくところについては、先ほども御意見いただいたところですので、改めて検討しまいたいと思っております。ありがとうございます。

先ほど森元委員からお話しいただいた点につきまして、非常に具体的に貴重な御意見、御提案をいただいたと思っております。文化祭のあり方につきましても、あとは保護者以外の関係者以外の目に触れるような周知の仕方についても、いずれにしてもいろいろなアイデアも必要になってまいりますので、今回はこのようなお示しをさせていただき、いろいろなアイデアや御知恵をいただきながら、また次の実施計画で事業が今度見えてまいりますので、どう展開していくかということに落とし込んでいければと思います。どうもありがとうございます。

また、最後の学びをまとめたようなもの、システム化されたようなものということにつきましても、確かに就学の際はリーフレット等ありますが、卒業に向けてのリーフレットは作っていないというところで、就労なり進学なりについて工夫はそれぞれ移行支援会議とかで資料を作っているとは思いますが、それがまとまったものという形でのものはございませんので、子供たちが学齢を終わって社会に出て行くところのその先が長いものですから、そちらの方がすごく大事だということで、今回の生涯学習の目標1の3も入れさせていただいたところですが、そういう視点も、今いただいたことも踏まえて少し検討させていただければと思います。どうもありがとうございます。

【村上会長】

よろしいでしょうか。では西澤委員。

【西澤委員】

宮城県臨床心理士会の西澤と申します。よろしくお願いいいたします。

いつもこの会で切れ目ないという言葉がたくさん出てきますが、それだけ大事であり、難しい部分なのかなと毎回思っています。また、主体的なという言葉がこの計画の中にも入っており、私はこれもすごく大事なところだなと思っています。私は発達相談をいくつかの市町でしていますが、多賀城市ではサポートファイルというものがあり、支援が必要なお子さんにだけでなく全員のお子さんに健診の時に配慮しています。乳幼児期の様子については、保護者の方が首の座りなど母子手帳に書くようなことを書かれているところから、例えば病院を受診した時や発達相談、言語相談という市のサービスを受けた時に結果を書き込んだりもしています。多賀城市では、就学相談にかかるお子さんもいれば、就学児検診の時に親御さんがこれを持って相談に行ったり、一応就労までページがありまして、学校で利用したサービスや支援、計画を入れられるようなところ、就労に向けてどういった就労の希望なのかということ、保護者の方に持って行ってもらうようなファイルがあります。親御さんが持っているものを主体的と言っていわかりませんが、学校同士が切れ目なくということもいいと思いますが、いずれは本人が、自分はこういう支援を今まで受けてきたというようなことを確認できるものを、自分で使っていけるお子さんもいると思いますし、支援者の方に活用していただくのもいいかと思えます。

先ほど発達理解という話もありましたけれど、幼少期のことがわかるとどういった発達をしてきたお子さんなのかということが分かり、学校に入ってからどういったお子さんなのだろうといきなり始まるのではなく、そういった時にサポートファイルを親御さんに面談の時に見せていただくことで、県でサポートファイルを作ってくださいという話ではないですが、保護者の方とかご本人にも切れ目のない形で情報を使ってもらいたいのかと思っておりました。

それからもう一つ、インクルーシブ教育のところで交流をするという計画があつて、そういったことはすごくお子さんの成長のきっかけになりそうだなと思いました。喜んでいる顔が浮かびますが、そういったことで混乱してしまうんだらうなとか、こういうお子さんには難しいだらうなということもあつたりするので、そこはお子さんの実態やニーズに応じて柔軟に行っていただけたらいいなと思っております。森元委員の話に文化祭というのがありましたが、例えば地元の地域の学校の文化祭とか、学習発表会の時とかに特別支援学校のお子さんたちが発表したり、あるいは芸術的な作品作つたりするのが上手な子もいると思うので、作品を出したい子は展示を出したりとか、何かそういう自分のニーズに合わせた主体的な形で交流みたいなものが実現していくとすごくいいのかなと思いました。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。切れ目がないという意味は、さまざまな側面ということですか。すいません、個人的な意見になるのかもしれませんが、ノートを持っていくっていうのは確かにいいんだらうなと、それを繋いでいくというのは。研究計画もそうですけど、この ICT の時代にいつまでノートなのかなと私の研究領域でもあるので、いつまでノートなのだろうと、結局ノートはなかなか今の若い世代、若い親御さんたちもどうなのという。これが国のように（マイナンバーカードを使った）カルテの一元化と同じようには集積ができないという点ですよね。先ほどもありましたけど、振り返って昔はどういうふうな育てられたのかということさえも記憶の範囲ですよ。こういうことはそろそろ考えないといけないかなと、個人のレベルです。県にお願いするとは、そう簡単に行かないと思しますので。そこも含めて、これからの審議の中では、次期の審議会の中では検討も考えていただければなと。

今いただいた意見についてどうぞよろしくお願ひします。

【山内課長】

ありがとうございます。最初にお話をいただいた主体的という言葉については、前回の時に伊藤委員からもお話がありました。当事者の方の自分から表明する、主体的に生きていくというところの方向を持って計画と構想をというご意見もいただいたところで、学校でも主体的で対話的で深い学びというもの、学校の教育の中でも実現をしていく、目指していくというところもございますので、少し意識的に今回入れさせていただいたところでもございます。またファイルについては、今お話しいただいた通り、県で作るのはなかなか難しいかもしれませんが、市町村も含めてになります。あと保福部とも情報は入れてみたいと思います。勉強させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

また、インクルーシブ教育の中での交流及び共同学習については、現在も行っておひまして、学習指導要領等にも記載がされていますが、基本的には保護者とご本人のご希望のところでの居住地校の学習というのがメインに動いているところでございます。そのために子供本人の状態であるとか状況、その日の状況も含めて、実態に応じて居住地校の小学校、中学校とのやり取りを教員が間に立ってコーディネートしているところもござひますので、それについては丁寧にも対応しながら、各学校で進めていければなと思ひます。10年前でだいたい3割ぐらいのおひさんが小・中でやっていたが、コロナがありましたけど35%ぐらいまで上がってきているので、これについてはこれからもっと地域ということが多分クローズアップされていきますので、もっと増えていく方向になるのかなと感じているところもござひます。ありがとうございます。

【村上会長】

時間もだいぶ少なくなってきたので。はい、伊藤委員。

【伊藤委員】

中間案の段階での基本のご質問ですが、この10年というスパンは何か根拠があるのか。この策定の背景に平成17年から27年とありまして、先ほど対日審査の話をさせていただいた時に、対日審査は5年に一回です。しかもこの世の中のさまざまな流れが早い中で、10年経つと相当いろいろ社会情勢も

変化していくのではないかと。ここに5年ごとの実施計画を策定とありますが、その10年ということに根拠があるのかどうかということが1つと、あと、皆さんの中で共に学ぶ時のツールの話で、障害理解とか障害ある子ない子がいた時に、いろいろなツールを活用されていると思いますが、教育委員会で使っていても知事部局で適切なのが使われなとか、横断的な活用をしていただきたいということで、実は手元に障害福祉課で今年の7月に作った合理的配慮の事例集を先ほどもらってきましたので、委員の皆様こういったものを活用してくださいということで障害福祉課になり変わってご紹介させていただきます。同じような資料を両方ともうまく活用できればいいのにとというのが結構あります。

もう1つは障害理解に関して、私もある特別支援学校で学校教育目標のことで校長先生との会議の中で、障害を克服するとか乗り越える時代ではないので、自分の障害とか病気を理解していくというような御意見をさせていただきました。ただ、その学校では小児疾患とか難病とか小児がんとか、自分の疾患自体を理解するのも難しいと、理解できないというところがあったので、必ずしも自分の障害や病気を理解ということを目標にしてしまうと、その子供たち自身が場合によっては、悩んでしまう可能性があるというお話を伺って、そうなんだなということをおもいましたので、そういったことも含めて、障害理解とか疾患の理解というのは、子供たち自身も難しいんだなというのをすごく感じたので、今のお話を伺って思い出しましたのでご意見させていただきました。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。だいぶ時間を押してきていますので、この後の方の説明をいただいて宜しいでしょうか。その上でまた皆さんからご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【事務局（櫻井専門監）】

続きまして、説明をさせていただきます。8ページを御覧ください。今まで御説明したのが中間案ということになりますけれども、構想を実際にどんな施策で進めていくかを網羅するものが実施計画ということでそちらの説明になります。実施計画につきましては、先ほど御説明しました通り、現構想の実施計画と教育環境整備計画の二本立てになっておりまして、これを新たな将来構想の中で一本化をして実施計画としますということでございます。実施計画につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間の前期、令和12年度から令和16年度までの5年間の後期として策定予定です。3つの目的を実現するためということで、切れ目ない一貫した支援体制の確立、多様な教育的ニーズに対応した教育環境の充実整備、インクルーシブ教育システムの構築の3点を優先課題として取り組むことで今のところ検討しているところでございます。

なお、概念図につきましては、令和5年度の事業をそれぞれ当てはめたものということで現時点でのイメージになります。実施計画につきましては、次回の審議会に案を提出し、御審議いただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは9ページに参ります。今後のスケジュールになりますけれども、本日8月でございますが、将来構想中間案の御審議をいただきまして、9月にパブリックコメントということで、県民の方々から中間案に対する意見を頂戴する期間を約1カ月間設ける予定にしているところです。

なお、県立特別支援学校に在籍する児童生徒、保護者の方へは学校を通じてお知らせすることとしておりますし、市町村立学校、県立学校につきましては、主務課を通じた周知となっておりますが、特別支援教育課で各市町村の教育委員会にお願いをする予定にしておりますし、県立高校につきましても直接周知をしていきたいと考えているところでございます。

パブリックコメントを受けての中間案を修正しまして、その修正案を11月の将来構想審議会において御審議いただく予定にしております。その際に、実施計画案についても御審議いただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

令和7年2月の審議会においては、将来構想の実施計画最終案を御審議いただいて、3月に答申いただき策定するというような予定にしているところでございます。

なお、本日将来構想の中間案を説明させていただきましたけれども、今後、議会の方でもいろいろな場面で説明をさせていただくことにしておりますので御承知いただければと思います。

将来構想の名称でございますけれども、本年3月の審議会から新たな宮城県特別支援教育将来構想ということで進めておりましたけれども、「新たな」をいつまで使うかというところですが、この先次に策定するとなりますと、いろいろな不都合ありますので、平成27年2月に策定された現構想に続く将来構想になりますので、名称を第2期宮城県特別支援教育将来構想（令和7年度～16年度）ということ

で改めることにつきまして提案させていただきたいと思います。御承認いただいた際は、以後この形で進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本件につきましては以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。

先ほど伊藤委員から、なんで10年なのだということがありましたが、これから進める構想については、一応10年の単位だけれども、現構想もそうですけれども、中間の5年あたりで一旦見るということをやったわけですけれども、10年の根拠と2期に分けるというところについても含めてお願いします。

【山内課長】

ありがとうございます。まず端的に申し上げますと、10年についてあまり根拠はございません。構想を作りまして、実施計画まで事業をだいたい3年ぐらいやって、成果と課題を洗い出して検証していくという中で、3年ではやはり実施計画もなかなか短くて、2年目で検証していかないといけないということで、3年ひとまとまりが一般的なスタイルになっておりますので、4年目で検証していくということで動いています。それを何サイクルやるかということで、大きな方向性を将来構想の場合については示させていただくということになりますので、実施計画を何回か検証しながら改善を図り、前期後期としていく中で、その方向に向かっていくというところの一つのスパンと捉えていただければと思います。

なお、やはりこの10年でも最近の10年は社会の動きがすごく早いものですから、実施計画などは一応5年で区切っていますけれども、場合によっては前倒しで改定をしていかなければならないということは頭にはございます。その時の状況によって、特に狭隘化の部分は、我々が推計していても予測できないところも結構ございますので、前回の整備計画も前倒しで改定しましたけれども、審議会で御審議をいただきながら、場合によっては前倒しで検討していくということも頭に置きながら、一応全体は10年で、実施計画は5年ごとということで御提案させていただければと思います。よろしく願いいたします。

【村上会長】

ありがとうございます。それでは時間はないんですけども、とりあえず全体を通してまだお話いただいてない委員には、一言で結構ですからお話をいただければと思います。野口委員お願いします。

【野口委員】

東北大学の野口でございます。

少し大枠の話になりますが、この構想と言いますか、これをなぜ作っていくかといった時に、公平性のところの位置づけがなかなか難しいという話が出ていたのですが、この文言は前回私がDEIという話をさせていただいたので入れていただいたのかなと思っています。

要はどのような社会を作っていくかということであって、多様性が尊重されて公平性が保障されるインクルーシブな社会を作っていくのが教育の目的であると考えた時に、そのためにインクルーシブ教育を我々は推進していくのだと考えるべきかと思います。先ほど言ったような社会を作り上げていくというのは、特別支援の考え方だけではなくて学習指導要領の前文のところにも書いてある話だと思いますが、そのためにインクルーシブ教育を進めていくと考えた時に、インクルーシブ教育というのは多様な選択肢を用意していく、子供たちにとって適切な場が用意できるような、そのふさわしい場をたくさん用意していく、たくさんと言っても今そんなにあるわけではないのですが、そういった場を用意していくことになるのかと思います。それぞれが自分に合った学びの場、学びの形を選んでいく、それが当然のことになっていくことが大事なのだと思います。

ただ一方で大事なことは、共に学ぶということを追求していくことかと思っています。共に学ぶという状況を目指していくためには何が必要かという方向で物事を考えていかななくてははいけない。例えば通常の学校、通常の学級の在り方ということも考えていかななくてははいけないし、いわゆる選択肢としての特別支援学校という学校の在り方というものも考えていかななくてははいけない。例えば学校の設置の仕方ということも大きく言えば関わってくる。今は通常の学校とは全く離れた形で設置される事がありますが、海外でも日本でも併置・併設という形で学校を設置していくことも出てきていますし、特別支援学校を

地域に開かれたものとしていくということもまさにインクルーシブな社会を作っていく、共に学ぶということのベースになるように思います。そういった取組を進めていくのだという方向性の下で、様々なこういう施策なり、ものを作っていくのだという形で整理していければいいのかなと思ったところで、少し大きな話で申し訳ないですが、そのようなことを考えておりました。

【村上会長】

ありがとうございます。教育を作るのではなく、社会を作るための教育を考えるという視点で理解してよろしいでしょうか、ありがとうございます。

その他にどうぞ、永野委員よろしく申し上げます。

【永野委員】

宮城県手をつなぐ育成会の永野と申します。よろしく申し上げます。

私たちの団体は、知的障害者の親の会ということで活動しております。そういった中で、本人の活動をしている本人部会というのがあります。フレンズ会と名前をつけていますけども、自分たちで企画をして行事をする。年間7、8回ですね、いろんなイベントやっています。今会員が25人ぐらいです。もっと増やしたいですが、なかなかどうやって増やしたらいいのかというところがあります。

実は事務局にいた時に、電話が一本入りまして、吉岡の本人さんから、今まで通っていたボーリング場が閉鎖になって、今までボーリングを楽しみにしていたけれど何もやることなくなくなってしまったと、地域に友達もいないし、ぼやっとしているだけということなんです。県の育成会にフレンズ会という会がありますよということで、見学に来てみてどうですかと話をして今会員になってもらっています。

そういった意味では、6ページのところにある、卒業後の充実した余暇活動のための支援ということで、どちらかというと学校とか教育委員会とか市町村のことが取り上げられていますが、やはり福祉団体のような、地域でそういった果たせる役割があるのではないかなと思っています。

障害の理解の啓発のための活動を学校でやったり、生徒に体験してもらったり、あるいは保護者の方に体験してもらったり、そういうことでインクルーシブ教育の推進にも関わっていくものなのかなと。ただ、なかなか学校に直接お話をしにくい状態がありまして、今後そういったところにも積極的にいきたいと思いますが、一つの福祉団体が、学校に、例えば案内を配布してもらおうというのはなかなかすんなりといかないところもあるます。その辺で我々も努力も必要かなと思いますが、ここにあるような形で何か協力できる、我々だけではなくて、例えば陸上の活動している団体であるとか、そういったところもいろんな方に広く知られると活用できるのかなと思っています。よろしく申し上げます。

【村上会長】

ありがとうございます。様々な活動が可能だということになるんです。他にどうでしょうか、田中委員よろしく願いたします。

【田中委員】

本日参加させていただいて、こういう流れの中で支援学校の教育というのが、その施策が実現していることを一つ一つ確認しながら、やってきたなという実感を本日持たせていただきました。

例えば本校の場合、通学支援を昨年度塩釜校の方でいただいて、12月とか、大変寒い時期だったので、特に保護者にとっては大変ありがたい支援であったという感想を聞いておりますし、今年は富谷校の方で今進めているところです。ただ、特定された環境の中で、数少ない子たちの中から選ばれた子たちなので、割とその辺はスムーズにいったのかなと。これを全体的に広めるというのは大変なことだろうなという思いでいました。

この中間案を実行していくということは、特別支援学校の役割というのは非常に大きいのだなという実感を持ちました。したがって、校内での研修会であるとか、そういったところの大事さというのはこれまで以上にあって、そうやって突き詰めて考えていきますと先ほど野口委員がおっしゃったように、学校の在り方自体が今までのままでは、たぶん立ち行かないのだろうなという思いを持ちました。決して地域支援だけやっているわけではなくて、校内にも障害のある、大変重いお子さんもたくさんいて、そういった子たちへの対応に日々四苦八苦しているような状況で、さらにそれを充実となってくるとなかなか立ち行かないところもあるのだろうなということをお聞きになった面と危機感を感じました。今後ともどうぞよろしく願いたします。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。どうでしょうか他に。では佐藤委員よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】

宮城労働局の佐藤でございます。

今回初参加ということで非常に勉強させていただきました。私の所属しております、宮城労働局の職業対策課という部署になります。今回の計画等での関わりで言いますと、自立と社会参加の中の卒業後の連携というところにハローワークの名前が出てきますので、こういった部分で連携をさせていただいております。

特別支援学校ですと、高等部や高等学園の卒業後の就職という面で非常にお世話になっておりますし、実際にそちらで卒業予定の方の支援にも関わらせていただいておりますが、皆さん、非常に立派に就業できるということで、しっかり教育いただいている賜物かと思っております。

一方我々としては、企業に対しては障害者の雇用率制度に基づきまして、障害者の雇用を進めるように企業に対しての働きかけを行っているところですが、現状なかなか企業の方では、障害者の雇用についての理解というのがまだまだ足りないという実感をしているところであります。例えば、人事担当者に障害者の雇用をしてくださいと話した時に、うちはまだバリアフリーになっていないので障害者の雇用はできませんという。障害者ということだけで固定のイメージを持っているという状況もありますし、雇用できない理由として、現場の同僚になる者が理解していない、障害者と一緒に働けないという話をいただくことも非常にあって、そういった中で障害者雇用を進めていくので非常に苦労しているというような状況もあります。

中間案にもありますが、就業面だけではなく、共生社会の実現に向けた理解促進ということで、地域の中での障害者というところを、理解を全般広めていくということは非常に重要なことだと思います。引いてはその先にある就業の機会に、やはり障害を持った方、教育から先に進むその選択肢の中に就労というものがあると。それをみんなで、地域全体で進めていく、理解して進めていくということが非常に重要なことだと思いますので、そういった面で協力できるところは一緒にやっていきたいと思っておりますし、誰もが認め合う地域づくり、非常に重要な方だと思いますので、このあたりしっかり進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

【村上会長】

ありがとうございます。それでは佐々木委員よろしくをお願いします。

【佐々木委員】

東和中学校の佐々木と申します。

小学校から障害があるお子さんで、本校に進学するというお子さんもいますが、きょうだいと一緒に学校に入りたい、そういう言葉を聞くと本当に嬉しくなります。地域の公立学校として、できる限りその障害にあった、個別最適な支援という専門性のある支援を図っていきなと強く思っているところですが、そういった時に、例えば視覚支援や聴覚・肢体不自由等に対する専門的な環境整備とか、それから校内の職員の接し方、担任や授業に行く先生だけでなく、全職員がどのようにそのお子さんに接したらいいのか、そういった障害に対する専門的な接し方に対する研修をどういう組み立てていこうかなと思っております。また、発達障害の中でも、例えば学習障害のお子さんに対するテストでの合理的配慮のあり方はどういったものが適切なのかなということで、普通高校に進学したいという希望を持っているお子さんが多くいますので、高校入試に対応できるテストということでやっていきたいと思っておりますが、そういった時に果たして公立高校の入試の時もタブレットを使っていいでしょうかというのを、具体的にどこに電話したらいいかなというところでも、一校長としても悩んだりするところがあります。学校づくりのところに校長のリーダーシップによるというところが2回出てきていますが、なかなか個別に専門的な、最適な支援や校内体制を図っていきなと思った時に、すぐ委員会には思っておりますが、あとは特別支援学校のホームページを見て、一般の相談も受け付けているという電話番号もありますので、そういうところに積極的に電話はして、そのお子さんに即した、適した配慮をしていきなと思っております。今後も、学校づくりというところ、本当に地域と連携して、あとは医療、福祉にもどんどん物怖じしないで、連携や電話をしていき、なんとかそのお子さんが地域で、ご家

庭に近い学校で楽しく生活できるというところを実現していくというのが学校の使命であると考えておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。個別の指導計画、教育支援計画は考えられますけど、それぞれの子供を担当するまで、よくわからない障害などに対する先生方の対応というのは本当に個別的で、個別の支援研修というのが必要だと思います。

それから、高校の入試の時にタブレットについて、今日は高校教育課長もいらっしゃいますので、多分お考えいただけるのではないかとということで、どんどん電話をしてよろしいのではないのでしょうか。

それでは、まだ発言をいただけていないのは、庭野委員と千田委員です。では庭野委員よろしくお願ひします。

【庭野委員】

東北福祉大学の庭野でございます。

私はこの会議で、以前から視覚障害や聴覚障害の早期支援の充実の必要性を申し上げてきておりますが、取り組まれていて、動き出しているようですので、引き続き乳幼児支援の方も力を入れていただきたいと思ひます。

表記のことについて何点か、気がついたことを話したいと思ひます。先ほど子供と児童生徒が混在しているという御意見が他の先生からありましたが、就学前の幼児も対象となりますので、基本的には幼児児童生徒と書くべきではないかと思ひます。資料のほとんどに、幼児児童生徒という記載がありませんが、文科省のホームページを見ても、幼児児童生徒と書かれてありますので、幼児を入れて支障のないところは基本的に幼児も入れていくべきだと思います。先ほど申しましたように、早期支援も関わってきますし、当然幼稚園も学校ですので、幼児児童生徒と置き換えられるところは置き換えていただいた方が良くと思ひます。

資料2の2の23ページのところ、就学前の連携ですが、欄外に23園内委員会について注釈があり、園内委員会の説明として幼児児童生徒とありますが、ここは幼稚園での委員会ですから、幼児が対象だと思いますので、修正していただいた方がよろしいかと思ひます。同じく資料2の2の28ページ、

(4)専門性向上を支える校内組織の整備ですが、ここに書いてある専門家に臨床心理士等とありますが、現在は公認心理師という国家資格の心理職ができておりますので、ここは公認心理師等にすべきかと思ひます。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。この点は大丈夫ですよね、ありがとうございます。千田委員よろしくお願ひします。

【千田委員】

私も以前から、先生方の専門性の向上というところを毎回お話申し上げてきましたが、今回の中間案を拝見しますと、審議会これまで話し合いを重ねてきた事柄がだいぶ生かされている、随分と改善の方向に進んでいるということを実感しております。専門性の向上という点では、障害のあるお子さん、あるいは学校、それから保護者の方からの相談を受け続けておりますが、その中で何年来と専門性が引き継がれないということが言われているにもかかわらず、なかなか思うようにいかないという課題があるなということも実感しておりました。

まずは地域の小学校、中学校の特別支援学級を中心とした、いわゆる小学校、中学校あるいは高等学校へのセンター的役割を特別支援学校のコーディネーターの先生がいかに果たしていくかということが重要だと思います。また、特別支援学校の先生方が特別支援教育に関して、皆さん同じように専門性を持ち合わせているかということ、必ずしもそうではないという現実を最近耳にすることがあります。保護者の立場からすれば、特別支援学校なのだから、特別支援教育に関してはお任せして十分だろうという期待感が大きく、それに対して先生方の異動等もあるので、皆さんが全ての障害に対して専門性を持ち合わせているかということもそうとも限らないわけです。そうした時に、そこは専門ではないのでよくわかりませんというのは、保護者やお子さんにとっては通用しない、この表現は適切ではないかもしれませんが、そのようなことでは子供の学びが保証されないということになります。特別支援学校の中での先

生方の研修ということも、大いに力を入れていただきたいと考えております。総合教育センター等が主催する大きな研修がいくつか用意されているのを存じ上げていますが、それだけではなく、お子さんにとって重要なのは日々の授業という学習活動だと思います。そうした時に、あらかじめ年間計画として設定されている研修会だけではなく、学校の中で関わる先生方が、例えばその道の専門の研究者である大学の先生をお呼びして、具体的に日々の学習活動について細かなところを御相談する、そのような連携の仕方も考えていいのではないのかなと日々感じておりました。その辺、併せてよろしくお願いします。

それからもう一つ、特別支援学級の場合、個別の教育支援計画がまだ作成されていないことがあるように保護者から聞くことがあります。その書面があるとかないかよりも、作成に至るまでの過程が非常に重要で、子どもの学校での様子を丁寧に見たり、成育歴や家庭での様子を保護者に聞いたりという、作成までの道筋が非常に重要だと思います。そうした意味で、特別支援学級だけでなく支援を必要とするすべてのお子さんについて個別の教育支援計画の作成をさらに推進していただけるような、御配慮をよろしくお願いします。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。それではどうでしょうか。

【山内課長】

ありがとうございます。まず、地域での支援学級と特別支援学校のコーディネーターの役割というのは先ほど申し上げました通り、本当に重要だなと思いますし、センター的機能の強化というところについては引き続き取り組んでいかなければならないと感じています。

また、特別支援学校教員の専門性の向上につきましては、委員おっしゃる通りでございまして、引き続きこれにつきましては、課題でもございますので取り組んで参りたいと思います。

また、特別支援学級での個別の支援計画の作成については、引き継ぎも含めて、作るまで非常に大事というお話もありました。そこに向けて、さらに活用まで含めて様々な形で改めて小・中学校も含めて、周知していきたいと思います。どうもありがとうございました。

【村上会長】

だいぶ時間が過ぎてしまいました。それでは(3)に移っていききたいと思います。すみません、よろしく願いいたします。

【事務局(若山)】

それでは(3)令和8年度県立特別支援学校高等部・高等学園入学者選考の日程について御説明申し上げます。右肩に資料3と書いてあるペーパーを御覧ください。座って説明させていただきます。

1 特別支援学校高等部・高等学園の入学者選考の現状について御説明いたします。知的障害の県立特別支援学校高等部と高等学園の第一次募集選考日につきましては、現在同じ日に実施しており、令和6年度入試についても、今年度1月11日に行いました。この現状ですと、高等学園を不合格になった生徒は、定員に満たなかった高等学園と定員に満たなかった知的障害高等部の二次選考を受験することができますが、二次選考を実施する学校が不確定ですので高等学園の受験を躊躇するケースがあります。

そこで2課題が、高等学園相当の比較的障害が軽度な生徒が知的障害高等部を受験し、入学後にここは自分が来る学校ではなかったなど、学校不適應に陥り生徒指導上の対応が必要になったり、生徒が進路変更、退学をしてしまうというようなケースが毎年見られております。このような状況から、軽度の知的障害のある生徒が、より実態に合った高等学園を選択しやすい入学者選考のあり方が必要であると考えております。

また、近年高等学園では合格者が定員を満たさない状況もあり、今年度は5校中4校が定員割れとなりました。そこで3課題への対応ですが、当課では、令和6年3月に県立特別支援学校高等部・高等学園入学者選考に関する検討委員会を設置し、軽度の知的障害のある生徒が適正な進路選択をできるよう入学者選考方法を検討してまいりました。検討のポイントは、高等学園の一次選考と合格発表を実施した後に、知的障害高等部の一次選考を実施するように日程を変更するものです。具体的なスケジュールですが、令和8年度の方を御覧ください。12月第2週に高等学園一次選考を実施し、その後、高等学園二次合格発表が終了してから、1月3週に知的障害高等部一次選考を行います。こうすることにより、

万が一高等学園を不合格になっても高等部の一次選考を受験可能となり、安心して適正な進路選択ができるようになるものと考えます。

なお、4スケジュール（案）の課題として、出願資格の整理と併願の整理がありますが、これについては、それぞれ入学者募集要項の中で整理してまいりたいと考えております。

今後の進め方につきましては、本日、本審議会で御審議いただき、教育庁内で決定後に県内市町村教育委員会で説明を行った上で、各中学校へ周知してまいります。オンライン説明会や各地区での説明会を丁寧実施し、令和7年4月から新しい制度による入学者選考を進めてまいる予定です。

以上が知的障害高等部・高等学園入学者専攻の日程の見直しについての概略でございます。知的障害高等部・高等学園に入学する生徒が、それぞれの実態に応じて適正な就学ができるように進めてまいりたいと考えております。

【村上会長】

ありがとうございます。皆様、いかがでしょうか。現状を踏まえての変更ということですが、

はい、伊藤委員。

【伊藤副会長】

伊藤です。

質問というか確認です。大変いいことだと思いますが、併願の整理の最後のところで、高等学園等の合格者は公立高校への出願を認めないんですが、不合格者は認めるのでしょうか。

【事務局（若山）】

高等学園等の不合格者については、現状は認めております。

【村上会長】

そのほかよろしいですか。それではこのように進めていただいてよろしいと考えていいですか。ではどうぞ。

【事務局（櫻井専門監）】

4の報告する前に一点だけ確認させていただきたいと思います。2の中間案の関係で、本日御意見をいろいろいただきまして、修正が必要な部分というのが出てきたなと感じております。今後、9月にはパブリックコメントを予定しており、そのパブリックコメントには中間案原本をホームページ等で御提示することになります。今回いただいた意見を反映した形になるかと思いますが、その意見を反映した後、委員の皆様にもどのような形で御了解いただければよろしいかなというところを確認したかったところがございます。現実的にもう一度お集まりいただくというのは難しいと思いますので、その辺どのような形で進めさせていただければよろしいかなというところの確認でございます。

【村上会長】

いかがでしょうか。会長としては、皆さんからいただいた意見を事務局とできる限りすり合わせて、必要な場合には意見をいただいた委員に御意見を再度メール等で伺うということを進めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、今日予定された議事については以上でございます。最後にすみません、伊藤副会長一言よろしく申し上げます。

【伊藤副会長】

今日は将来構想の中間案を中心に盛りだくさんの議事内容でしたが、委員の皆様から貴重な意見をたくさんいただきましてありがとうございました。冒頭、会長からお話もありましたが、より開かれた特別支援教育になるように、パブリックコメントもありますが、今日話された内容を修正、検討、あと関係各課のオブザーバーの方もいらっしゃるの、ぜひ参考になるような意見や助言がありましたら、特別支援教育課にお話していただいて、より良い内容になればいいなと思っております。本日はどうもありがとうございました。お疲れ様でした。

【村上会長】

ありがとうございます。それでは、マイクを返したいと思います。よろしくお願いします。

【司会（吉田総括）】

ありがとうございました。

続きまして4報告、(1)令和6年度宮城県特別支援教育将来構想審議会実地調査について事務局から報告をお願いいたします。

【事務局（石川）】

事務局 石川です。よろしくお願いいたします。

毎年実施させていただいております、実地調査に係る事業について御説明いたします。資料4になります。目的につきましては資料に記載の通りですが、昨年度第3回目の審議会にて御承認いただきました、今年度の実施調査について、先ほどたびたびお話にも上りましたが、3点視察をしていただきたいと考えております。

まず1番目です。就学相談活動への支援としまして、視覚・聴覚支援学校にて障害のある乳幼児に対する教育相談の様子の視察になります。(2)共に学ぶ教育の推進及びインクルーシブ教育システムの構築として、分校における居住地校学習の様子、(3)学校づくりとしまして、今年度開校しました、秋保かがやき支援学校にて児童生徒が実際に活動している様子を調査いただく予定としております。実施時期につきましては、来月9月から11月頃を予定しております。委員の皆様にはお忙しいところとは存じますが、近日中に調査時期の御案内と調査先の希望についてお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【司会（吉田総括）】

次回の審議会の開催につきましては、11月頃を考えておりますが、日程等につきましては改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは以上をもちまして、第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。